

第四種郵便物(通信教育)に関する厚生労働省からの回答(全文)

資料2

第四種郵便物				
種 類	看護師	理容師・美容師	製菓衛生師	社会保険労務士
1. 政策目的としての妥当性及び必要性	<p>看護師養成所には、准看護師として一定の就業経験がある者を対象とした2年の通信制の課程があり、養成所と学生間の教材の送付等で第4種郵便物を利用しています。本課程は、准看護師から看護師への移行の促進を目的として平成16年4月に設置され、平成28年度は19校で7560人が学習しています。今後、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向けて、必要な医療介護サービスを確保していくためには、自律してケアを実践する看護師の必要性は高く、さらに准看護師から看護師への移行が促進されることを目指す必要があります。准看護師として就業しながら看護師を目指し学習することが可能である本課程は、看護師の確保という観点においても重要であると考えています。</p> <p>通信制の課程においては、学生が教員と日常的に対面することは困難であるため、教員が印刷教材を送付し、それを用いて学生がレポート等の提出を行い教員の指導を受けています。印刷教材や学生からの提出物については、実習記録や病態関連図等手書きによる資料や、まとまった分量の資料などインターネット経由での提出にはなじまないものがあり、第4種郵便物を利用した紙媒体での送受が必要です。</p>	<p>理容師・美容師の養成のための通信課程については、昭和29年の制度開始時より、資格取得者への支援策ととらえており、通信課程の必要性は変わっていないことから、その取扱いを変更しなければならないとは考えていない。</p>	<p>第四種郵便物(通信教育用郵便物)については、教育の普及に資することを目的として、低廉な料金が設定されていると承知しており、製菓衛生師の養成施設が本制度を利用することによって、製菓衛生師法の目的である、公衆衛生の向上及び増進についても、一定の効果はあると考えますが、郵便事業については、郵便法に基づく独占事業とされており、厚生労働省が郵便事業を所管していないことから、第四種郵便物制度そのものの妥当性及び必要性について、厚生労働省(当部)から考えをお示しすることは困難です。</p>	<p>第四種郵便物を使用する通信教育は、様々な生活環境の中で国家資格を得て、新たな職業を得ようとする国民に対し、少ない負担で全国平等に教育を行うために必要なものと考えております。</p> <p>一億総活躍社会の実現に向け、長時間労働の是正や多様なライフスタイルを可能にすることが重要とされる中、社会保険労務士の労働・社会保険分野の専門家としての役割は増しており、今日において第四種郵便物の政策目的は妥当であると考えます。</p> <p>なお、第四種郵便物以外の通信手段については、通信費の負担の増大、事業者・受講者双方に設備を整える必要性、サービスが全国に行き届かないおそれ等の問題があり、第四種郵便物は代替手段のない制度であると考えています。</p>
2. 外部補助の検討可能性など	<p>本制度については、通信教育を行っている看護師養成所においては重要な制度であると考えておりますが、郵便物の発送に係る外部補助については、既存予算の確保も極めて厳しい中で、郵便制度を所管していない当省において新たに外部補助にかかる予算措置をすることは困難です。</p>	<p>理容業・美容業は、国民生活に不可欠なサービスである。個人の資格であるため、養成課程に必要な経費は本人負担となるが、公益性の高い業務に必要な資格であるため、負担軽減を行うべきと考えている。しかしながら、その措置について、特定省庁の補助金等を日本郵便に交付する方法が適切な対応であるかどうかの判断は困難である。</p>	<p>既存予算の確保も厳しい状況の中で、郵便物の発送に関する外部補助に対し、郵便制度を所管していない厚生労働省(当部)において予算措置をすることは困難です。</p>	<p>郵便物の発送に係る外部補助については、既存予算の確保もない中で、郵便制度を所管していない当省においては、新たに外部補助に係る予算措置を講じることは困難です。</p>
3. 利用者のニーズと貴省の政策目的の実現への貢献度	<p>通信教育を行っている看護師養成所においてはその学習を進める上で、教材等の発送は必要不可欠であり発送支援のニーズは高いものと考えます。</p>	<p>同制度を利用している団体からは、学生の経済的負担の軽減のために必要であるとの回答を得ている。</p> <p>理容師及び美容師は業務独占資格あるため、資格が無ければ施術をすることができない。当該資格を取得するには国家試験に合格する必要があるが、国家試験を受験するためには養成施設において必要な過程を履修し、卒業しなければならない。については、当省としても国家試験の取得に必須となっている養成課程における学生の経済的負担を軽減するために重要と考えている。</p>	<p>全国の製菓衛生師登録養成施設においては、約14,000名のうち約4,400名(定員ベース)が、通信課程での受講を行っており、一定のニーズはあるものと承知しております。</p>	<p>社会保険労務士法第3条第1項に基づく労働社会保険諸法令関係事務指定講習については、社会保険労務士試験の合格者の50%以上(平成27年度は合格者1,051人に対し556人)が通信教育を受講しています。</p> <p>また、同法第11条に基づく社会保険労務士試験試験科目免除指定講習については、平成27年度において、144人が延べ326科目で通信教育を受講しています。</p> <p>これらの通信教育では、複数回の添削指導が行われており、多数にわたって第四種郵便物が利用されていることから、利用者ニーズは高く、社会保険労務士制度において重要な役割を果たしているものと考えています。</p>
4. 直接又は間接を問わず関連する支援措置(予算、補助金、委託費等)	<p>当省においては、郵便制度ないし郵便物の発送に関する看護師等養成所に対する直接の支援措置はございません。</p>	<p>特になし。</p>	<p>製菓衛生師の養成施設の指定等に係る事務・権限については、平成27年4月1日付けで、各都道府県に委譲されており、厚生労働省(当部)において、養成施設に対する予算、補助金、委託費等の支援措置を実施しているものではありません。</p>	<p>当省においては、郵便制度ないし郵便物の発送に係る支援措置はございません。</p>
5. その他	<p>今後の関係施策の検討にあたっては、本制度を利用する学生や養成所等の当事者からの意見も十分にお聞きいただくよう、ご配慮をお願いいたします。</p>	<p>今後の検討に当たっては、制度を実際に利用する者の意見も十分にお聞きいただいた上で進められるよう、慎重な対応をお願いしたい。</p>	<p>今後の検討に当たっては、制度を実際に利用する者の意見も十分にお聞きいただいた上で進められるよう、慎重な対応をお願いします。</p>	<p>今後の関係施策の検討にあたっては、本制度を利用する当事者からの意見も十分にお聞きいただくようご配慮をお願いします。</p>

第四種郵便物					
種 類	教育訓練給付	保育士	社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事	精神保健福祉士	介護員、介護支援専門員
1. 政策目的としての妥当性及び必要性	<p>第四種郵便物を使用する通信教育は、様々な生活環境の中で国家資格を得て、新たな職業を得ようとする国民に対し、少ない費用負担で全国平均にあまねく教育機会を提供するために必要なものと考えられる。</p> <p>具体的には、平日働いているために、通学する形で受講することが時間的、物理的に困難な者や、そもそも、教育訓練プロバイダー（大学、専修学校、資格取得を目的とする講座を提供する企業等）が存在しない地域に居住する者、自宅を離れにくい事情のある者（育児・介護中の者等）に対して、職業能力の向上に資する教育訓練を受講する機会を確保する上で、第四種郵便物制度は重要な役割を果たしており、今日においてもその政策目的は妥当であると考えられる。</p> <p>このことについては、同制度が創設されてから現在に至るまで変わることなく、制度として維持する必要があると考えている。</p> <p>また、受講者とは日常的に対面が困難なことから、印刷物としての教材（教科書、添削課題等）が重要な役割を担っている。このように教育効果を高める観点からも、郵便を利用した紙媒体でのやりとりが必要不可欠である。</p>	<p>郵便制度全体に係るご質問であり、保育分野特有の取扱いを別に定めるものではない。</p>	<p>通信教育は、時間的及び地理的制約を受けることなく各人の自発的な意思により利用できるものとして、一億総活躍社会の実現を図っていく中で、働きながらキャリアアップを目指す福祉・介護人材の教育機会の確保等において重要な役割を担っている。</p> <p>ICTの活用が困難な者に対する配慮や、通信教育の実施に伴う経済的負担の低減の観点から、第四種郵便の必要性・重要性は制度創設以降何ら変わっておらず、教育の普及及び学習機会の確保に資するものであるため、政策的妥当性を有するものと考えられる。</p>	<p>情報技術の発展から、インターネットを利用した e-ラーニング等による教育は進みつつあるが、通信教育等の生徒・学生・受講生については、通学制と比して極めて多様な年齢・職業・背景等の生徒・学生・受講生により構成されているため、上記情報技術を十分に活用できない者などに配慮する必要がある。</p> <p>また、生徒・学生・受講生からの提出物（レポートや手紙など）には、インターネット経由での提出になじまないものも多く、郵便を利用した紙媒体でのやりとりは必要不可欠である。</p> <p>加えて、メール便等については第四種郵便に比して格段に費用を要することから、経済的負担の低減の観点からなお、第四種郵便の必要性は高いと言える。</p>	<p>第四種郵便物制度については、教育の普及に資することを目的として、低廉な料金が設定されていると承知しており、これを活用することで、当局の政策実現にも一定の効果があると考えられるが、郵便制度を所管していない当局が同制度の妥当性及び必要性についてお答えすることは困難。</p>
2. 外部補助の検討可能性など	<p>外部補助による措置については、目下の財政状況のもとでは、郵便行政を所管していない当省において何らかの予算措置を講ずることは困難である。</p>	<p>郵便制度全体に係るご質問であり、保育分野特有の取扱いを別に定めるものではない。</p>	<p>郵便物の発送に係る外部補助については、既存予算の確保も極めて厳しい中で、郵便制度を所管していない当省において新たに外部補助に係る予算措置をすることは困難である。</p>	<p>郵便物の発送に係る外部補助については、既存予算の確保も極めて厳しい中で、郵便制度を所管していない当省において新たに外部補助に係る予算措置をすることは困難。</p>	<p>既存予算の確保も厳しい状況の中で、郵便物の発送に関する外部補助に対し、郵便制度を所管していない当局において予算措置をすることは困難。</p>
3. 利用者のニーズと貴省の政策目的の実現への貢献度	<p>平成 28 年 10 月 1 日現在、教育訓練給付対象講座の指定数は 12,408 講座であり、うち通信講座は 2,317 講座（約 20%）となっている。また、平成 28 年 3 月末時点における教育訓練給付を受けた受給者数は 125,916 人であり、うち通信講座利用者は 44,553 人（約 35%）となっており、通信講座の利用は大きいものとなっている。</p> <p>このような通信講座の利用者には、例えば、平日は働いているために、通学する形で受講することが時間的、物理的に困難な者や、そもそも、教育訓練プロバイダー（大学、専修学校、資格取得を目的とする講座を提供する企業等）が存在しない地域に居住する者、自宅を離れにくい事情のある者（育児・介護中の者等）が、通信講座でスキルアップしたいといった様々なケースがあり、通信講座利用のニーズは相当大きく、第四種郵便物制度は、全国にいるこれらの方々通信講座を受講するに当たって、意義の大きい社会インフラである。</p> <p>仮に、第四種郵便の適用がなくなった場合、教育訓練プロバイダーとしては、そのことにより発生する追加費用負担を受講費に上乗せする、すなわち受講者の負担を増嵩せざるを得ないものと考えられる。受講費が増嵩すれば、労働者の講座受講意欲に抑制的な影響を与えたと考えられることに鑑みれば、労働者の職業能力開発の推進のため、受講者の経済的負担を軽減することが重要であり、その観点において、本制度は当省の政策目的の実現に大きく貢献している。</p>	<p>第 4 種郵便物制度の貢献度については判断できないが、指定保育士養成施設の入学生定員が約 59,000 人であり、うち通信制課程の入学生定員は約 5,300 人（約 9%）であり、一定数の保育士を養成している。</p>	<p>例えば、介護分野で唯一の国家資格であり、介護現場の中核を担うことが期待される介護福祉士については、資格取得者の多数が介護等の業務に関する実務経験を経て受験資格を取得する者であるが、平成 28 年度から施行した制度改正により、実務経験を経て受験資格を得る場合は都道府県知事が指定する養成施設等（実務者研修）の修了が必須となった。養成施設等（実務者研修）の履修は通信教育により行うことが可能であるため、働きながら資格取得を目指す上で、通信教育のニーズは非常に大きいと考えられる。</p> <p>第四種郵便は、通信教育の実施に伴う経済的負担を低減し、教育の普及及び学習機会の確保に必要であり、喫緊の課題である介護人材の確保等に貢献するものである。</p>	<p>対象となる精神保健福祉士の養成施設については、平成 28 年 4 月現在、全国で 40 課程存在しており、それらの養成施設において第四種郵便を利用しているところである。今年度に関議決定された「一億総活躍プラン」においては、精神医療の質の向上が盛り込まれているが、仮に本制度が廃止されてしまうとすると、養成施設への負担等から施設数の減少が生じ、年々高まっている精神保健福祉へのニーズに逆行することとなりかねない。</p> <p>以上のことから、本制度についてのニーズは高く、また国の政策目的に直接的に貢献するものと言える。</p>	<p>時間や地理的制約にとらわれず、各人の自発的な意思により利用できる通信教育に対して低廉な郵送料を適用する制度は、e-ラーニングや ICT 活用が困難な者の負担軽減となる。多様な年齢・職業・背景の者が介護の担い手となる一助になり、一億総活躍社会の実現を目指す当局の政策に資するものであると考える。</p>
4. 直接又は間接を問わず関連する支援措置（予算、補助金、委託費等）	<p>特になし。</p>	<p>郵便に係る支援は行っていない。</p>	<p>第四種郵便のような低廉料金による郵便サービスに係るコストに対する財政支援はない。</p>	<p>予算措置は設けていない。</p>	<p>当局においては、郵便発送を支援する予算措置は実施していない。</p>
5. その他	<p>同制度については、現行制度を維持していただきたい。</p>	<p>郵便に係る費用負担軽減は受講者への支援の観点から望ましいものの、郵便制度全体の見直し内容については貴省において適切にご判断いただきたい。</p>	<p>当室としては、通信教育用郵便物は政策的意義の高いものであり、他の方法での代替も困難であるため、引き続き貴省において、公共性の高い社会的ニーズに応えていただきたい。</p>	<p>特になし。</p>	<p>今後の検討にあたっては、制度を利用するものの意見を十分に聴取する等、慎重な対応をお願いしたい。</p>